

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する清算金通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、通知の内容が京都市中京区西ノ京星池町206番地京都市建設局都市整備部整備推進課庁舎跡地に掲示されている。

平成25年8月8日

京都市長 門川 大作

通知を受けるべき者の住所及び氏名	
京都市中京区岩上通四条上る松浦町848番地	松本 豊弘

（建設局都市整備部市街地整備課）